

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 5 年 1 月 1 日 至 令和 5 年 12 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人裕智会
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 鹿児島県鹿児島市荒田一丁目 11 番 1 号
 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 11 年 9 月 1 日

(4) 設立登記年月日 平成 11 年 9 月 8 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	東 陽一郎	東・うえまつクリニック 管理者
常務理事	東 弓恵	
常務理事	植松 節子	
理 事	植松 佳代	
監 事	坂上 恵子	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
 2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)
 3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
	東・うえまつ クリニック	4610121701	鹿児島県鹿児島市荒田 一丁目11番1号	一般病床 0床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
認知症対応型共同生活介護 グループホームアルプス	鹿児島県鹿児島市高麗町42番12号	
認知症対応型共同生活介護 グループホームアルプスの風	鹿児島県鹿児島市荒田一丁目11番1号	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年2月25日 令和4年度決算の決定

令和5年6月08日 簡易陰圧室・面会室の指名業者選定の決定

様式2

法人名 医療法人 裕智会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市荒田一丁目11番1号

財 産 目 録
(令和 5 年 12 月 31 日現在)

1. 資 産 額	242,066 千円
2. 負 債 額	205,571 千円
3. 純 資 産 額	36,495 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	66,606
B 固 定 資 産	175,250
C 資 産 合 計 (A+B)	242,066
D 負 債 合 計	205,571
E 純 資 産 (C-D)	36,495

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式3-1

法人名 医療法人 裕智会
 所在地 鹿児島市荒田一丁目11番1号

※医療法人整理番号

貸借対照表
 (令和5年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	66,606	I 流動負債	78,261
現金及び預金	17,294	買掛金	1,659
未収収益	43,965	短期借入金	12,249
医薬品	311	未払金	18,852
医療消耗品	1,027	預り金	7,628
前払金	2,862	仮受金	37,381
仮払金	461	未払法人税等	71
その他の流動資産	686	その他の流動負債	421
II 固定資産	175,250	II 固定負債	127,310
1 有形固定資産	157,694	長期借入金	127,310
建物	151,788	その他の固定負債	0
構築物	425		
医療用器械備品	783		
その他の器械備品	2,192		
車両及び船舶	2,506		
その他の有形固定資産	0		
2 無形固定資産	1,589		
電話加入権	350		
その他の無形固定資産	1,239		
3 その他の資産	15,967		
出資金	10		
その他の投資等	15,957		
III 繰延資産	210		
資産合計	242,066	負債合計	205,571
		純資産の部	
		科目	金額
		I 資本金	5,000
		III 剰余金	31,495
		繰越利益剰余金	31,495
		純資産合計	36,495
		負債・純資産合計	242,066

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人 裕智会
 所在地 鹿児島市荒田一丁目11番1号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

損 益 計 算 書
 (自 令和 5年 1月 1日 至 令和 5年 12月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		99,319
2 事業費用		
(1) 事業費	19,855	
(2) 本部費	120,562	140,417
本来業務事業損失		41,098
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		199,817
2 事業費用		170,819
附帯業務事業利益		28,998
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業損失		12,100
II 事業外収益		
受取利息	1	
その他の事業外収益	5,147	5,148
III 事業外費用		
支払利息	941	
その他の事業外費用	813	1,754
経常損失		8,706
IV 特別利益		
固定資産売却益	102	
その他の特別利益	14,515	14,617
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	14,515	14,515
税引前当期純損失		8,604
法人税・住民税及び事業税	141	
法人税等調整額	0	141
当期純損失		8,745

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人 裕習会
所在地 鹿児島県鹿児島市荒田一丁目11番1号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

該当事項無し

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員				資金借入	0	仮受金	37,381
役員		-		資金借入	12,248	短期借入金	12,248

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人裕智会

理事長 東 陽一郎 殿

私は、医療法人裕智会の令和5年会計年度（令和5年1月1日から令和5年12月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和6年2月19日

医療法人裕智会

監事 坂上 恵子